# 監察医を置くべき地域を定める政令 （昭和二十四年政令第三百八十五号）

死体解剖保存法第八条第一項の規定に基き、次の地域を定める。

# 附　則

この政令は、昭和二十四年十二月十日から施行する。

# 附則（昭和六〇年七月一二日政令第二二五号）

##### １

この政令は、公布の日から施行する。